岐阜市少年自然の家給食業務委託事業者募集要項

１　目的

岐阜市少年自然の家において、利用者への食事提供を行うとともに、魅力ある食堂運営を行う事業者を選定するため、必要な手続き等について定める。

２　業務内容

（１）委託業務名　　岐阜市少年自然の家給食業務委託
（２）業務内容　　給食調理・配送・配膳等（詳細は仕様書のとおり）
（３）契約期間　　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで
（４）再委託の禁止　　受託した業務を他の者に譲渡し、又は再委託してはならない。
（５）委託方式　　材料費及び運営費による方式とする。

３　施設の概要

（１）所在地　　岐阜市山県北野 2081 番地　岐阜市少年自然の家
（２）施設定員　　本館棟宿泊定員　３１２人　　野外炊事場定員　２００人
食堂定員　　３２４人
（３）休所日　　月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と重なる場合は、その翌日を休所日とする）、第３日曜日、12 月 29 日～翌年１月３日
※利用団体の状況により休所日を変更する場合がある。

４　応募資格

応募資格は次の各号をすべて満たすものとし、業務委託開始前又は開始後に要件を満たさなくなった場合は、応募資格を取り消すことがある。また、これにより生じた損害について、賠償を請求する場合がある。

（１）１回３００食以上提供できる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
（２）岐阜市競争入札参加資格者名簿（令和８年１１月現在）に登載されており、過去５年以内に、団体として岐阜市立学校等の給食調理業務を受託した実績があり、かつ、安定した経営能力を有すること。
（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。
（４）公告前３年間に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく行政処分を受けていないこと。
（５）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。
（６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものでないこと。

（８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがされていないこと。
（９）食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）別表１７の項に定める食品衛生責任者になることができる資格を有する者を配置できること。
（10）健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 21 条第２項の規定により、特定給食施設に置くように努めなければならないとされている栄養士又は管理栄養士を配置できること。
（11）市税等の滞納がないこと。
（12）食中毒事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。

５　事業者の選定方法

給食業務委託者選定委員会において、事業者から提出された企画提案書等を審査し、選定する。

６　応募に係る企画提案書及び提出書類

（１）企画提案書（様式４）

企画提案書は、以下の項目①～⑫の順に作成し、綴じて一冊とすること。ただし、総ページ数を 30 ページ以内とし、規格は A4 判縦使いとすること。

また、企画提案書は１者につき１提案とし、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

①食堂運営の基本的な考え方

食材、調理、環境への配慮、廃棄物の回収・処理等について、食堂運営に関する基本的な考え方や、アピールできる点を簡潔かつ具体的に記載すること。

②献立表

栄養面に配慮した１週間分の献立表を作成し、栄養所要量を記載すること。

また、主な食材については産地を記載するとともに、提供する食事の内容や盛り付け等が確認できる写真を、朝食（650 円）・昼食（750 円）・夕食（950 円）についてそれぞれ１種類ずつ添付すること。弁当（650 円）についても、内容や盛り付け等が確認できる写真を添付すること。

③業務計画

食材の発注方法や給食業務の具体的な実施方法に加え、業務の効率化や人員配置等の工夫による経費の縮減方策について記載すること。

④食数変更及びキャンセルへの対応

利用団体からの食数変更及びキャンセルについて、利用者の利便性と、受注者における食材の発注、調理等に要する経費を踏まえた具体的な対応方法を記載すること。

また、食数変更及びキャンセルに伴う費用負担について、変更又はキャンセルの時期、食数、食事の種類等を考慮した具体的な取扱いを提案すること。

⑤従業員配置計画

栄養士（管理栄養士）及び調理師をそれぞれ 1 人以上配置し、様式に沿って従業員の配置計画を記載すること。

⑥従業員の雇用、接遇等の教育方針及び具体的方策

従業員の雇用方法並びに接遇等に関する教育・訓練・研修計画及び実施体制について、具体的に記載すること。

⑦収支計画

年間の収支計画書を作成すること。

本募集要項における「売上」とは、岐阜市少年自然の家の給食業務について、利用者が発注者に支払う給食費の総額をいう。売上には、食堂食（朝食・昼食・夕食）のほか、野外炊事で提供する食材、弁当、飲み物（お茶・水等）、パン類、デザート等の提供に係る収入を含む。

収支計画の作成に当たっては、様式４-⑦を参考にすること。

売上の想定額は、令和７年度の食数及び販売実績（別紙１）を基礎とし、令和９年４月１日から適用する新単価（食堂食：朝食 500 円から 650 円、昼食 700 円から 750 円に改定）を反映して算定した年間 37,500 千円とする。なお、この金額は想定額であり、実際の売上を保証するものではない。

収入（委託料）は、材料費と運営費の合計額とし、材料費は売上の想定額の 60%、運営費は応募者が提案する見積額とする。

支出（経費）については、給食業務の運営に必要な費用を積算し、年間金額を記入すること。また、その内訳及び積算根拠を明らかにすること。

食堂食（朝食・昼食・夕食）1 食当たりに係る食材費は、仕様書１７（８）に定めるとおり、食堂食の単価の 60%以上とすること。

光熱水費は、令和７年度実績の 1,963 千円を参考に記入すること。実際の光熱水費は、仕様書 10（3）に基づき、使用量に応じて受注者が負担するものとする。

⑧清掃計画、利用者・従業員の安全管理及び事故発生時の対応

施設の清掃計画、利用者・従業員の安全管理、事故の防止体制及び事故発生時の対応について、具体的に提案すること。

⑨食中毒の予防及び発生時の対応

食中毒の予防及び衛生管理に関する具体的な対策と、食中毒発生時の対応方法について記載すること。

⑩食物アレルギーへの対応

食物アレルギーのある利用者への具体的な対応方法を記載すること。

⑪賠償責任保険の補償内容

加入する賠償責任保険の補償内容について記載すること。

⑫その他提案等

上記①～⑪以外に、災害発生時の対応策や独自の提案があれば記載すること。

（２）提出書類等

①提出書類及び提出部数

ア　参加申請書（様式１）　１部
イ　事業者の概要（様式２）　１部
ウ　参加に係る誓約書（様式３）　１部
エ　企画提案書（様式４）　７部
オ　市税に未納の額がない証明書（原本）　１部
カ　登記簿謄本（商業登記簿謄本（申請日前３ヶ月以内のもの））　１部
キ　決算書（直近３年分の貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書）　１部

②提出期間

令和８年１１月２１日（土）～令和８年１２月８日（火）
午前９時～午後５時まで（ただし、休所日を除く。）

③提出場所

岐阜市少年自然の家

④提出方法

応募者が直接持参すること。郵送不可。なお、提出に際し、提出書類の内容等について質問することがあるので、対応できる者が持参すること。

（３）提出書類等の取扱い

①企画提案書及び提出書類（以下「企画提案書等」という。）の提出期間終了後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
②提出された全ての企画提案書等は返却しない。
③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
④提出された全ての企画提案書等（複製を含む。）は、本目的以外には使用しない。
⑤提出された企画提案書等は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団情報公開規程に基づき公開請求により公開する場合がある。

７　委託業務に対する質問及び現地見学

（１）質問受付期間

①受付期間　令和８年１１月１０日（火）から令和８年１１月１９日（木）まで
②質問方法　電子メールにより質問すること。
電子メール　gishizen@he.mirai.ne.jp

（２）現地見学（随時受付）

見学を希望する応募者は、事前に電話で申し込むこと。現地見学の対象は、食堂及び厨房とする。

８　審査方法

応募事業者が提出した「企画提案書等」に基づき、総合的に評価する。

９　審査基準等

（１）審査点

審査項目一覧表に基づき、総得点の６割（１２０点）以上を獲得した者のうち、最高得点を獲得した者を選定する。

＜審査項目一覧表＞

審査項目	審査基準	配　点
経営体制	運営方針が具体的に示されているか	１０
	従業員配置・雇用、教育・接遇向上の方策が具体的に示されているか	２０
業務計画	給食業務の実施方法・食材の発注方法が具体的に示されているか	１０
	効率的かつ安定的に給食を提供できる計画か	１０
	食数変更・キャンセルへの対応方法が具体的に示されているか	１０
安全衛生管理体制	安全衛生管理の体制・取組みが具体的に示されているか	２０
	食中毒の予防・発生時の対応方法が具体的に示されているか	２０
献立	献立の種類や組合せに工夫があるか	２０
	栄養バランスや食材の安全性に配慮した献立か	２０
経営実績等	安定した経営状況が確認できるか	１０
	収入・支出の見込みと積算根拠に無理がないか	１０
委託料・経費	運営費の見積額が適切で、経費の縮減に向けた具体的な工夫が示されているか	３０
	経費の内訳及び積算根拠が明確で、業務内容や人員配置と整合しているか	１０
	合　計	２００

（２）審査結果の通知

審査結果は、審査実施後速やかに応募者全員に文書で通知する。ただし、各審査項目の点数は公開しないものとする。また、審査経過や結果に対する異議は受け付けない。

10　事業者選定に係る日程（予定）

内容	日程
募集要項の公表	令和８年１１月１０日（火）
質問受付期間	令和８年１１月１０日（火）～１１月１９日（木）
質問回答日	令和８年１１月２７日（金）
必要書類の提出期限	令和８年１１月２１日（土）～１２月８日（火）１７時
審査（提出書類）	令和８年１２月中旬
審査結果通知	令和８年１２月下旬

※スケジュールについては、都合により変更する場合がある。

11　その他

（1）提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

（2）応募に係る費用は、事業者の負担とする。

（3）企画提案書内の収支計画に記載する売上の想定額については、過去の実績を基にした想定であり、これを保証するものではない。社会情勢等による利用者の減少により、想定した売上を下回る場合がある。

（4）各年度に発注者が受注者に支払う委託料は、実際の売上の 60%に当たる材料費と、企画提案書に記載された運営費の合計額とする。運営費は、3 年間同額とし、契約期間中、原則として変更しないものとする。

12　問い合わせ

岐阜市少年自然の家

〒501-2502　岐阜市山県北野 2081 番地

電話　058-229-2888